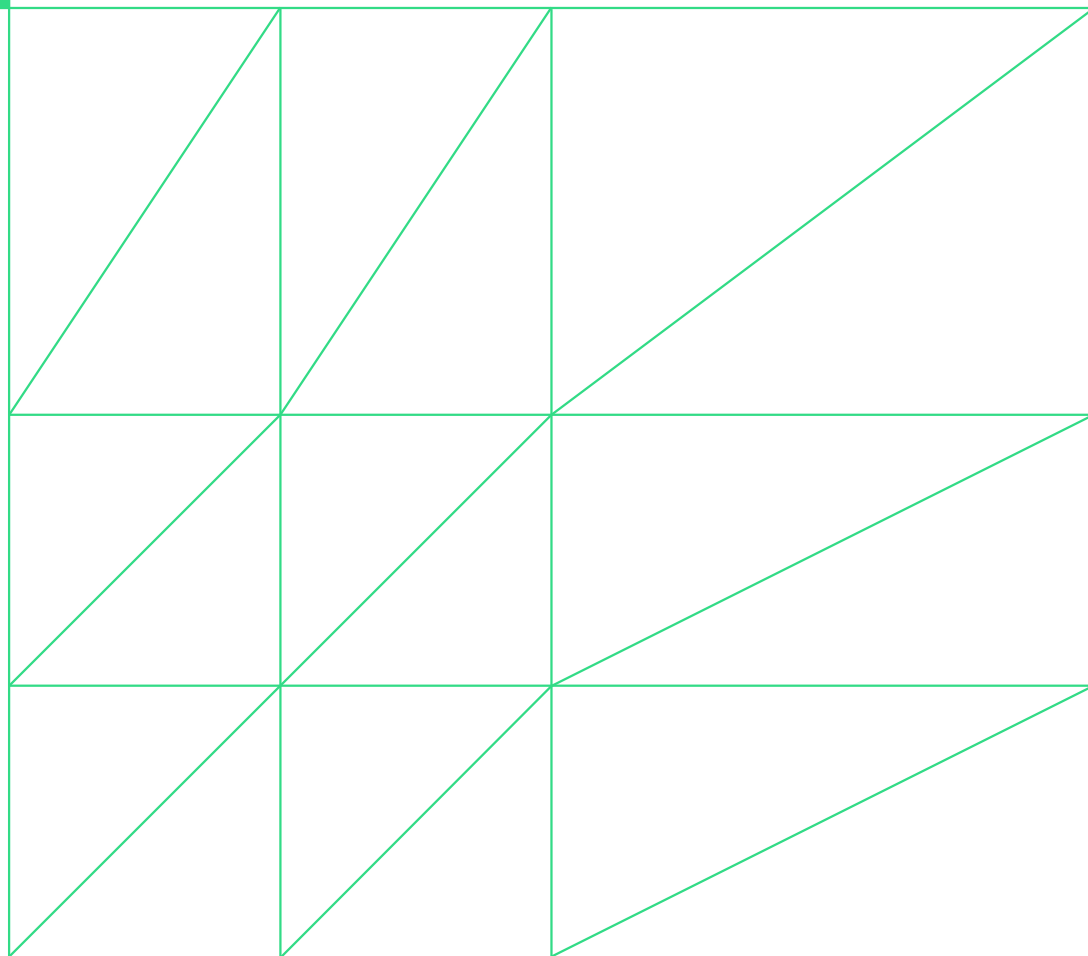


**/LiveRamp**

# LiveRamp FAQ - Japan

July 2022



# RampID FAQ

## 1. RampIDとは何ですか？また、なぜRampIDはプライバシーに配慮していると考えられるのですか？

RampIDは、LiveRamp社の、プライバシーを本来的に考えたID基盤技術の中核をなすものです。これは電子メールアドレスなどの識別子からアルゴリズムによって生成された乱数であるため、元の識別子に戻すことができず、個人の識別に使用することができません。

## 2. RampIDは、改正個人情報保護法において、どれに分類されますか？

RampIDは、それ自体では、個人情報ではないと考えられます。RampIDが他の識別子や属性と一緒に使用される場合には、「個人関連情報」とみなされる可能性があります。RampIDが他のデータセットと結びついて、全体として消費者個人を特定できるようになった場合、そのデータ全体が個人情報とみなされます。

## 3. 2について、その理由はなぜですか？

改正個人情報保護法では、あるデータが個人情報や個人関連情報（又は個人情報保護法で定義された他の分類のデータ）に該当するかどうかの判断は、その情報を扱う当事者が他のデータセットを持っていて特定の個人を識別しているかどうかによって変わる可能性があります。RampID自体は、特定の個人を識別することはできません。しかし、特定の個人を識別することができる他のデータと組み合わせて利用されるサービスにおいては、当該データ全体が個人情報又は個人関連情報となる場合があります。

# RampID FAQ

## 4. 2を踏まえて、RampID導入企業（広告主およびパブリッシャー）は、どのように同意取得をする必要がありますか？

RampIDは、それ自体では個人情報の範囲から外れていると考えられますが、他の情報と結びついている場合には、個人情報や個人関連情報として認識される可能性があります。その場合、LiveRamp Privacy Manager (CMP)のような同意管理ツールを使用したり、広告主やパブリッシャーが決めた会員規約及びプライバシーポリシーに文言を加えたりして、消費者から同意を得ることが必要になるかもしれません。

## 5. 2を踏まえて、RampID導入企業は、どのようにRampIDを管理する必要がありますか？

通常、クライアントはRampIDを個人情報データとは別に管理します。そうすることで、コンプライアンスを確保し、追加の同意を必要としません。もし、RampIDを他の個人情報データとリンクさせ、マーケティングやターゲティングの目的で使用する場合は、このような使用と適合させるために消費者の同意が得られていることを確認してください。

# RampID FAQ

## 6-1. RampIDを活用したソリューションにはどのようなものがありますか？

デジタル広告では、当社が提供する「LiveRamp ATS（Authenticated Traffic Solution/認証トラフィックソリューション）」と呼ぶ技術において、RampIDが主に使用されます。これは、今後のデジタル広告の中で、非常に有効に活用していただける方法のひとつだと考えられます。当社は、ATSの実装のためだけに、消費者と同意を得る必要はないと考えています。ATSではRampIDエンベロープという暗号化されたRampIDを使用しますが、RampIDエンベロープ自体をLiveRamp社は保存しません。RampIDやATSを利用してデジタル広告キャンペーンを行う広告主や、ATSを活用したサービスを提供するテクノロジープロバイダーから受け取るハッシュ化された電子メールを他のデータセットと結合することはなく、RampIDやRampIDエンベロープを他の目的で使用することはありません。そのため、ATS導入時の同意取得は不要であると考えていますが、消費者へのATSの使用に対する透明性を持たせるために、当社をテクノロジーベンダーのリストの中に加え、プライバシーポリシーやその他ユーザーに提供している通知に、追加の消費者保護手段として、オプトアウトの手段を提供することを強くお勧めします。

個人情報保護委員会のQ&Aでは、「電子メールアドレスを含む個人データが業務委託によりSNS運営者に提供され、SNS運営者は提供された電子メールアドレスとSNS運営者が保有する他のユーザーの電子メールアドレスとを照合し、両データが一致した場合にSNS上でユーザーに広告を表示する」という事例が紹介されています。この事例とは異なり、ATSの枠組みでは、LiveRampはデータベースを保有せず、いかなるデータも使用してマッチングを行うことはありません。広告配信のリアルタイムビディングのためにRampIDを使用しますが、Q&Aにあるような「他のデータと照合し、双方のデータが一致したユーザーにSNS上で広告を表示する」ことはありません。

# RampID FAQ

## 6-2. RampIDを活用したソリューションにはどのようなものがありますか？

LiveRamp社は、RampID技術を様々な事例のために異なる製品に採用し、プライバシーやセキュリティに配慮したソリューションを市場に提供しています。

当社が提供している製品は以下を含みます。

- LSH（オンボーディング）
- LSH（顧客プロフィール）
- LSH（分析環境）
- LSH（データ収集）
- ATS
- Privacy Manager（CMP）

※LSH = LiveRamp Safe Haven

※ATS = Authenticated Traffic Solution/認証トラフィックソリューション

※CMP = Consent Management Platform/同意管理プラットフォーム

# RampID FAQ

## 7. LiveRampによるデータの処理は、個人データの第三者提供の同意要件の例外である「委託」に該当しますか？

ATSのサービスにおいては、LiveRampは、媒体社(パブリッシャー)の委託を受ける形で、メールアドレスなどの情報をもとに変換されたRampIDを作成してパブリッシャーにお戻しするという作業を行います。(その後 RampIDはさらにSSPに提供されます)従って、媒体社(パブリッシャー)にとって、LiveRampへのデータの提供は委託として扱われると考えています。

Safe Havenにおいては、広告主等からの委託を受ける形でRampIDが作成されたのち、さらに広告主がこれを(LiveRampの提供するシステムを通じて)DSPに提供し、そこで他のデータとのマッチング等が行われることとなります。従って、広告主にとっては委託の範囲を超え、第三者提供に該当するものと考えておくことが妥当であると考えます。

同意を取得すべき主体は、個人データに該当するものを収集して提供する主体になりますので、電子メールアドレスデータなどの収集主体企業様において本人からの同意を取得しておくことが必要となります。

## 8. 媒体社がATSを通じてSSPにRampIDエンベロープを受け渡す行為は、媒体社からSSPへの個人情報の第三者提供とするのが適切でしょうか？

媒体社とSSPとの間の関係においては、SSPによる一定のターゲティングの目的でRampIDエンベロープの提供がなされるので、かかる行為は個人情報の第三者提供となり、媒体社が同意を取得することが必要という整理が適切であると考えます。当社としても媒体社においてユーザーからの同意を取得してもらっています。

# RampID FAQ

## 9. 広告主がSafe havenにデータを入れる行為は、広告主からDSPへの個人情報の第三者提供に該当となりますか？

前提として、Safe Havenには複数の機能があり、個人情報からの分析は異なる機能を使用したユースケースごとに異なります。Safe Havenを利用している場合であっても、ターゲティングのための他データとのマッチングを行わないユースケースはあり、その場合には、Safe Havenの利用は、広告主が収集する電子メールデータなどをRampIDに変換する作業を行うというLiveRampに対するデータ処理の委託に留まり、個人情報の第三者提供には該当しません。他方で、広告主からDSPにデータをSafe Havenを通じて提供する行為においては、広告主/は一定のターゲティングを目的としてDSPへのデータの配信を行うこととなりますので、広告主からDSPへの個人情報の第三者提供に該当するという整理をすることが適切と考えます。

## 10. 日本の個人情報保護法では「個人から要求があった場合、過去3年間分までの個人情報提供先の開示義務がある(要旨)」といった規定があります。LiveRampとしてこの国内法規に対応できる様なデータマッチのログ保存等の仕組みが現存しますか？

個人情報保護法第33条第5項の第三者提供記録の本人に対する開示(本人からの求めがあった場合)が適用されるのは、「当該本人が識別される個人データに係る」記録となります。LiveRampが扱うのは、個人が識別できないRampIDですので、この開示の求めの対象とはならないと考えています。

ただし、Safe Havenには、広告主が許可したパートナーに対して、いつ、どんなデータを共有したかの履歴を確認するレポートを抽出する機能があります。

# 改訂履歴

改訂日	改訂箇所	改訂内容
2022年2月24日	初版発行	
2022年2月24日	項番7-10	追加



Thanks!

